

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年7月12日(水)午前10時00分から午前11時10分

2 開催場所 倉敷市役所 5階 502会議室

3 出席委員 22人

会長 11番 花巻 修二 委員

会長代理 1番 難波 明朗 委員

会長代理 3番 福武 勝行 委員

委員

2番 吉田 幸夫 委員 4番 氏家 寿子 委員 5番 井上 保邦 委員

6番 阿部 省悟 委員 7番 諏訪 愿一 委員 8番 石井 守 委員

9番 菱川 修二 委員 10番 中野 恒夫 委員 12番 堀 幹宏 委員

14番 三宅 勝 委員 15番 大村 孝志 委員 16番 野口 國治 委員

17番 田邊 洋樹 委員 18番 白神 博之 委員 19番 山本 義弘 委員

20番 平井 正敏 委員 21番 矢野 秀典 委員 23番 岩田 英明 委員

24番 小野 健児 委員

4 欠席委員 2人

13番 中西 公仁 委員 22番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 井上 保邦 委員 16番 野口 國治 委員 17番 田邊 洋樹 委員

19番 山本 義弘 委員 23番 岩田 英明 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農用地利用集積計画について

議案第 5 号 「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画」に係る意見聴取について

議案第 6 号 「倉敷市真備地域の農業の振興に関する計画」に係る意見聴取について

議案第 7 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

報告第 5 号 農用地利用配分計画について

報告第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸 事務局主幹 前田 一郎 事務局主任 日下部 啓司

事務局主任 中村 英樹 事務局主任 小野 政浩 事務局主任 小山 八穂子

事務局副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 佐々木 次 長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから7月の総会を始めたいと思います。</p> <p>総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
花巻会長 (以下 「議長」)	<p>ただ今から、平成29年7月の総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は22名です。在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは、議席番号(7)番 諏訪 愿一(すわ よしただ)委員と、議席番号(8)番 石井 守(いしい まもる)委員に申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の前田主幹と、小野主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。議案書の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小山主任	<p>【 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明 】</p>

小山です。それでは説明させていただきます。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて11件の申請がありました。

権利の種類の内訳は、所有権移転が8件、使用貸借設定が3件となっております。それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

【議案第1号、1番から11番について調査票をもとに説明】

まず1番について、前回保留の案件でしたが、玉島地区協議会で審議の結果、譲受人関連農地の耕作状況について再度確認の必要があるため、来月まで継続保留とのことでした。

次に2番について、同じく前回保留の案件でしたが、こちらについては平成29年7月3日付で取り下げ書が提出されました。

今回の案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきました結果、11件中1番及び2番を除く9件につきまして、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、1頁1番から2頁11番までの11件のうち、1番は保留、2番は取り下げ、3番から11番については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議長

異議なしということでございますので、議案第1号は、1番保留、2番取り下げ、3番から11番までの9件について、許可と決定いたします。

次に、3頁をお開きください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局
早 乗
副主任

【 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の説明 】

早乗です。説明は座ってさせていただきます。

議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」でございますが、3 頁に前回保留の 1 件の案件があります。

この件についてですが、前月の総会で、農地法第 3 条の許可を受けてから一度も作付けを行っていないにも関わらず、労力不足を主張していることについて疑義があり、まず現在の耕作人から事情を確認する必要があるため保留となっていたものですが、耕作人は現在も入院中であり話を聞ける状態になく、耕作もできる状況ないと判断しました。

このことについて、倉敷東地区協議会でご審議いただきました。

申請書の主張内容についてですが、労力不足及び、営農計画書について田畑変更する正当な理由に該当しないと判断し、不許可が相当との意見でした。

不許可処分とする場合には、申請人に弁明の機会を付与しなければなりません。

来月の倉敷東地区協議会で申請人本人に弁明の機会を付与するため、今回も保留とのことでした。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明では、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の 1 件ですが、許可できない項目に該当する内容が認められるため、不許可が相当と判断しますが、申請人の弁明の機会が必要ですので、今回も保留ということですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

異議なしということでございますので、議案第 2 号の 1 件は保留といたします。

次に、4 頁をお開きください。

議案第 3 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。

4 頁に 7 件の案件があります。

事務局 早 乗 副主任	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>【 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の説明 】</p> <p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」でございますが、4 頁に 7 件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第 5 条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第 3 号、1 番から 7 番について調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>1 番から 5 番についてですが、特に問題はございませんでした。</p> <p>6 番についてですが、倉敷南地区協議会でご審議頂いたところ、許可意見とされていましたが、申請者の譲渡人は申請地近隣の市街化区域内に農地を保有していることが確認されました。このため、事務局としても南地区協議会の時には許可意見としておりましたが、調整区域内農地を転用する理由について、再度審議をする必要性があると考えます。</p> <p>本日の総会場で、委員の皆様にご審議いただきたいと思えます。</p> <p>続きまして、7 番についてですが、特に問題はございませんでした。</p> <p>以上により、今回申請のありました 7 件のうち 6 番を除く 6 件についての許可基準からみた検討状況は、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。また、この 6 件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありましたが、6 番を除く 6 件については許可とし、6 番についてはこの総会場で委員の皆さんに意見を確認するということですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声 】</p>

<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、6番を除く6件については許可意見と決定し、6番については、以降の議案第4号から議案第7号の審議を終えてから再度審議を行います。</p> <p>議事を進めます。</p> <p>5頁をお開きください。</p> <p>議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいります、</p> <p>井上委員さん、野口委員さん、田邊委員さん、山本委員さん、岩田委員さん、</p> <p>に關係する案件があります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(井上委員、野口委員、田邊委員、山本委員、岩田委員 退席)</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 小山主任</p>	<p>【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】</p> <p>小山です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、5頁から8頁にかけて32件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借が15件、使用貸借が17件です。</p> <p>また、利用期間の更新は2件で、更新切れを含む新規は30件です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが3件、農地利用集積円滑化団体によるものが3件、農地所有適格法人によるものが5件で、その他は個人です。</p> <p>面積は、農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて94,255 m²です。</p>

<p>議 長</p>	<p>そのうち農地中間管理機構によるものは面積 12,484 m²です。</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、32件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は5頁1番から8頁32番までの、計32件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。事務局、5名の委員さんに入室するように伝えてください。</p> <p>(入室)</p> <p>退席されていた5名の委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第4号は全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>続きまして、9頁をお開きください。</p> <p>議案第5号 「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画」に係る意見聴取について</p> <p>合わせて20頁をご覧ください。</p> <p>議案第6号 「倉敷市真備地域の農業の振興に関する計画」に係る意見聴取につ</p>

事務局 早 乗 副主任	<p>いて</p> <p>この2件を一括して議題とします。 事務局から説明をお願いします。</p> <p>【議案第5号「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画」に係る意見聴取について】 【議案第6号「倉敷市真備地域の農業の振興に関する計画」に係る意見聴取について】の説明。</p> <p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第5号【「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画」に係る意見について】及び、議案第6号【「倉敷市真備地域の農業の振興に関する計画」に係る意見について】でございますが、倉敷市長から平成29年6月22日付 農第584号、585号で意見を求められています。</p> <p>「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画」についてですが、18頁をご覧ください。</p> <p>農業を担うべき者の育成及び確保のための施設として施設番号3番から7番を新たに追加して変更をするものです。</p> <p>「倉敷市真備地域の農業の振興に関する計画」についてですが、28頁をご覧ください。農業を担うべき者の育成及び確保のための施設として施設番号1番を新たに追加して策定するものです。</p> <p>これらについて、各地区協議会でご審議頂きましたが、「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画」については、19頁の回答案のとおり、「倉敷市真備地域の農業の振興に関する計画」については、29頁の回答案のとおり承認とのことでした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、議案第5号及び第6号については、計画案のとおり異議ないものとして回答することとしてよろしいか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>

議 長	<p>ご異議ないものと認め、議案第5号及び第6号については、計画案の通り異議ないものとして回答をすることとします。</p>
事務局 前田主幹	<p>次に、30頁をお開きください。</p> <p>議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>【議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明】</p> <p>前田です。議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。30頁をご覧ください。玉島地区で1件の申請がありました。</p> <p>特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は玉島乙島で、玉島東中学校の南東約300mに位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。申請農地は、自宅の東約500mに位置しており、県道水島港唐船線（通称水玉ブリッジライン）南側に接した畑です。</p> <p>通作距離も問題なく、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。</p> <p>また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。</p> <p>そして、相続人は相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。</p> <p>これらの調査内容について玉島地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>

議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第7号は承認されました。</p> <p>それでは、ここで議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の6番の案件について審議を行います。</p> <p>事務局から再度、説明を願います。</p>
前 田 主 幹	<p>前田です。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、4頁6番の件について、改めて説明をいたします。</p> <p>お手元に位置図を配布いたしましたので、参考にさせていただきたいと思います。</p> <p>この案件は、申請者の譲受人が診療所の建設を目的として、申請地と申請地に隣接する雑種地について合わせて所有権を取得し、一体的な利用を計画しているものです。</p> <p>申請地を選択した理由については、「まず、市街化区域の土地を中心に探しましたが、適切な土地がなく、他の市街化調整区域内の土地では建築可能な土地がありませんでした。申請地は交通の便もよく、周囲の医療機関との連携が取りやすい場所なので診療所の開設位置としては最適であると考えて選定しました。」とされています。</p> <p>南地区協議会では、譲渡人の他の農地の所有情報が確認されておらず、異議なく許可との意見でした。</p> <p>事務局からは、以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>担当地区の委員さんご意見はありませんか。</p> <p>【平井委員 挙手】</p> <p>平井委員どうぞ</p>
平 井 委 員	<p>今回の案件は、診療所の開業を目的とした転用であり、譲渡人はすぐ近くの市街化区域に道路に面した農地を保有していますが、土地の形状、面積から今回申請の市街化区域に隣接している対象農地と比較すると、対象農地は、利用しやすい形状、</p>

	<p>場所であり隣接する第三者所有の雑種地も合わせて取得し一体的な利用を計画しているものであり、診療所として利用するには申請地のほうが適当であると考えられるため、許可が妥当と判断します。</p>
<p>議 長</p>	<p>平井委員さんから意見がありました。皆さんいかがでしょうか。</p> <p>【野口委員 挙手】</p> <p>野口委員さんどうぞ。</p>
<p>野 口 委 員</p>	<p>この案件については、転用の目的が診療所であり、ある程度の公共性もあると思われるので許可意見に賛成です。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他の意見はございませんか。</p> <p>【事務局 早乗副主任 挙手】</p> <p>事務局 どうぞ</p>
<p>事務局 早 乗 副主任</p>	<p>事務局から追加で説明をします。今回の案件は農地法施行規則第57条に基づき許可基準を考えると、申請人が近隣の市街化区域に農地を所有しており、申請地について転用許可するためには、申請地において事業を営む必要性や、譲渡人所有の市街化農地について十分な検討がなされていないため、その点を明らかにする必要があります。</p> <p>譲渡人所有の市街化にある農地については、道路に面する間口、面積も十分あり、現在の申請理由では、申請地を転用するまでの理由には当たらないと考えられます。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に何かありますか</p> <p>【矢野委員 挙手】</p> <p>矢野委員 どうぞ</p>
<p>矢 野 委 員</p>	<p>事務局に聞きます。</p> <p>今までに、こういった案件で、特別に許可をしたということは無いのですか</p>

事務局 早 乗 副主任	<p>一件もありません。</p> <p>【難波会長代理 挙手】</p>
議 長	<p>難波委員 どうぞ</p>
難 波 会長代理 (南地区 協議 会長)	<p>この案件については、南地区協議会で審議を行った時には、譲渡人の所有農地について知らされていなかったこともあり、許可の意見と決定しましたが、判断とする重要な事項があることが、地区協議会から総会までの間にわかったことから、今日の総会では許可意見とできないということは理解できました。</p> <p>今回は、保留とし、再度申請人から市街化の農地では目的が達成できないことの原因を聞き、地区協議会で審議するということではどうでしょうか。</p>
議長	<p>皆さんいかがでしょうか</p> <p>【堀委員 挙手】</p> <p>堀委員 どうぞ</p>
堀委員	<p>玉島の 堀 です。 私は他の地区のことについてはわかりませんが、南地区の協議会で許可という意見になった事を尊重するのが妥当ではないでしょうか。</p>
議 長	<p>【福武会長代理 挙手】</p> <p>福武会長代理 どうぞ</p>
福 武 会長代理	<p>農業委員会として法令を遵守することが重要であり、今回の場合は調整区域にある対象農地以外に市街化区域内に候補となりうる農地があるということが分かった以上、再度検討をしなければならない案件だと思えます。</p>
議 長	<p>それでは、皆さんにお諮りいたします。</p> <p>この案件については、申請人からさらに詳細な理由を確認した後、来月の南地区</p>

<p>各委員</p> <p>議長</p>	<p>協議会で再度審議することとして、今回は保留としてよろしいか。</p> <p>【異議なしの声】</p> <p>それでは、この案件については、保留とします。</p> <p>以上で審議案件は終了しました。</p> <p>ここからは、報告案件です。</p> <p>31頁、報告第1号から48頁、報告第6号までを一括して事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局 日下部 主任</p>	<p>【 報告第1号から第6号について説明 】</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>報告第4号 農地法第18条の規定による通知について</p> <p>報告第5号 農用地利用配分計画について</p> <p>報告第6号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて</p> <p>31頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、31頁から34頁にかけて29件の届出がありました。本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に35頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、35頁から36頁にかけて12件の市街化区域内農地に係る転用</p>

届出が農業委員会に提出されました。

次に37頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、37頁から45頁にかけて49件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に46頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが46頁に6件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に47頁をお開きください。

報告第5号「農用地利用配分計画について」でございますが、47頁に7件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。こちらは、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、平成29年5月25日付けで農地中間管理権を取得した農地において、借り手との使用貸借権が設定されたものです。

次に48頁をお開きください。

報告第6号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、48頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご承認をお願いします。

議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【 質問なしの声あり 】</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第6号についてはすべて確認、了承いただきました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、予定の議案はすべて審議が終わりました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
事務局 佐々木 次 長	<p>【事務局から連絡事項を伝える】</p> <p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>来月の総会は8月9日(水)午前10:00から701会議室で予定をしております。</p> <p>ご出席をよろしく申し上げます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回総会は先ほど事務局から案内があったとお8月9日(水)です。</p> <p>ご出席のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これにて散会いたします。</p> <p>(閉会 午前11時10分)</p>

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

平成29年7月12日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員